

別表1（第2条関係）

対象設備	補助対象要件
太陽光発電システム	<p>住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連結し、かつ、太陽電池の最大出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kw表示とし、少数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kw未満の太陽光発電システムであること</p>
HEMS	<p>（1）経済産業省において、認定されたHEMS標準プロトコルを実装した機種であること （2）電力使用量等を表示できる機能を備えた製品であること</p>
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>（1）経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の蓄電システム登録済製品であること （2）太陽光発電システムと接続して設置すること</p>